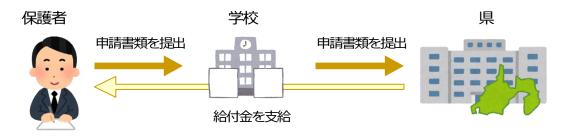
### 奨学給付金制度について

# ★対象者のみ、7月に申請★ 申請書の配布は6月頃を予定

#### (1) 奨学給付金制度とは・・・

授業料以外の教育費(教材費や修学旅行費等)の負担を軽減し、教育の機会均等 に寄与することを目的とした給付制度です。

道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税(「給付対象者」の下欄の※1参照)の保護者に対して、世帯構成に応じた金額が給付されます。給付型ですので、返済は不要です。



次の要件をすべて満たす者に給付されます。(令和7年7月1日現在)

☑ 保護者等全員の道府県民税所得割と市町村民税所得割が**非課税** ※1であること

## 給 付 対象者

- ☑ 生徒が平成 26 年 4 月以降高等学校等に入学していること
- ☑ 保護者等が静岡県内に居住していること ※2
- ☑ 生徒が支給対象である国公立高等学校等 ※3 に在学していること
- ※1 生活保護(生業扶助)受給世帯 又は 道府県民税所得割と市町村民税所得所得割が非課税の世帯。
- ※2 措置費(見学旅行費または特別養成費)が支給されている場合は、給付対象となりません。
- ※3 高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1~3年)・専修学校高等課程等で、静岡県外に 所在する国公立学校等を含みます。

#### (2) 支給額

世帯区分	区分	給付額(予定)	
		〈全日制・定時制〉	〈通信制〉
生活保護(生業扶助) 受給世帯	_	32,300 円	32,300 円
保護者等全員の 道府県民税所得割と 市町村民税所得割が 非課税(0円)である世帯	1人目	131,500 円	50,500 円
	2人目以降 ※	143,700 円	

- ※ 15歳 (中学生を除く。) 以上 23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合
- ★ 御不明な点につきましては、事務室へお問い合わせください。